

会報 全住協

2022
2月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

令和4年新年賀会を開催 —会員、来賓など400名で新年を祝う—

当協会は1月11日にホテルニューオータニにおいて「令和4年新年賀会」を開催した。参加人数を例年の半分以下に縮小し、飲食と歓談のスペースを分けるなど感染対策を徹底した上で行った。冒頭の馬場会長の挨拶に続き、菅前内閣総理大臣など多数の来賓の方々から祝辞をいただいた(以下に馬場会長挨拶並びに菅前内閣総理大臣祝辞要旨を掲載)。当日は、国会議員、官公庁、友好団体関係者、当協会会員など約400名が参加し、新年を祝った。

【馬場会長挨拶】

明けましておめでとうございます。令和4年の新年を皆様方と迎えることができたことを心からお慶び申し上げます。本日は国会議員、友好団体の方々にご多数ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

新年賀会を開催すべきかどうか随分悩みましたが、会員及び関係の方々との交流の場を事業発展の起点とすることが当協会の原動力であり、新年のこの機会だからこそ会員相互の意思疎通が必要であるとの声が全国から寄せられ、参加人数を大幅に縮小し感染防止措置を講じた上で開催に踏み切ることといたしました。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

菅前内閣総理大臣もおいでになっていますが、昨年6月以降に短期集中で実施されたワクチン接種は大いに集団免疫効果を発揮しました。今後もブースター接種の加速化と治療薬の普及によって、1日も早く日常の生活が戻ることを心から祈念いたします。

さて、日本人の平均賃金は30年にもわたって低迷を続け、OECD加盟35か国中では22位、G7の中では最下位である一方で、新築住宅の

分譲価格は高騰を続けています。低金利が続いているにしても、平均的な所得の世帯では望むべくもない価格になっており、購入できる層と購入を諦めざるを得ない層の二極化がますます進行しています。

そうした中で、昨年末に令和4年度税制改正大綱がまとめられました。振り返ってみますと、令和元年と2年に消費税率10%への引上げとコロナ禍による経済への影響を最小限にする目的で緊急経済対策が行われましたが、1年限りの緊急措置でありました。今回の税制改正の議論の過程では、税務当局からローン減税を始め主要な特例の廃止・縮小の方針が示され、我々としては相当の危機感をもって国土交通省との連携を緊密にし、また、関連団体とも歩調を揃えながら精力的に要望活動を行いました。住宅は高価な買い物であるが故に、住宅税制は富裕層優遇の政策だと誤認されることもあり



▲馬場会長

目次

・ 令和4年新年賀会を開催……………	1	・ インタビュー(株)ファミリー「教育研修・人事評価への取組み等について」……………	7
・ 住宅ローン減税の見直し延長等について ……	3	・ トピックス(住生活女性会議講演会) ……	9
・ 令和4年度 住宅局関係予算の主要事項 ……	5	・ 協会だより……………	10

令和4年新年賀会

ますが、少しでも環境の良い住宅、安全な住宅に住みたい、在宅勤務ができる空間がほしいという庶民の目線に立って、若年層、中間層、一次取得者層を支援することが環境の改善と市場経済の活性化に資すると強く訴えました。その結果、ローン減税を始め要望項目の全てが延長されることになりました。特に当協会として強く要望を続けてきた床面積要件緩和も継続していただきました。本日ご出席の国会議員の先生方に改めて御礼を申し上げます。

ただ、今回の改正措置も期限付きのものとなっています。我々事業者としては、この期間中に相応の成果を上げて減税措置の有効性を立証し、次につなげていく必要があります。会員各位の積極的な事業展開をお願いいたします。

また、今回の改正で、2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けて、ローン減税の特例措置等についても省エネに関する具体的な要件が示されました。住宅の省エネ性能改善には多くの手間と費用を要する割には、その費用対効果は実感としては捉えにくく、消費者にとっても負担が求められます。当協会としては、地域に根差した事業活動、形式にとらわれない柔軟性などの特性を発揮して、住宅省エネの推進を始め様々な課題や消費者ニーズにきめ細かく応え、豊かな住生活の実現に全力で取り組む所存であります。

本日は暦の上では「一粒万倍日」の中でも最強の開運日だそうです。一粒の米粒が何倍にも実って稲穂になる、1年の事始めには相応しい日であります。本年の会員並びに関係の方々のますますのご発展とご健勝を祈念申し上げます。



▲新年を盛大に祝う



▲菅前内閣総理大臣



▲岩沙不動産団体連合会会長

〔菅前内閣総理大臣祝辞〕

新年賀会のご盛会、誠にありがとうございます。神山名誉会長、馬場会長始め全住協の皆さんには、日頃から大変お世話になっていることに心から感謝を申し上げます。

私の内閣は新型コロナとの戦いの日々でありました。海外では都市封鎖、刑罰適用といった厳しい政策を行っても感染収束に至らなかったのですが、状況が一変したのはワクチン接種でした。私は新型コロナ対策の切り札はワクチン接種であると確信し、ワクチン接種の迅速化に全力で取り組みました。その結果、感染者、死亡者の数を大幅に抑えることができ、また、経済活動も復活し始め、住宅供給も増加傾向に入っています。現在、新しいコロナ株の感染が拡大していますが、飲み薬の早期提供、3回目の接種などにより、国民、事業者の皆さんが安心して活動できる環境を作ることが我々の責任だと考えております。

皆さんが要望されている住宅税制につきましては、私の内閣の時に長年の課題でありました床面積の緩和を行い、ローン減税等の適用対象としました。令和4年度の税制改正においても、本日出席の議員の協力によってこれらの措置を継続することになりました。住宅はまさに日本経済にとって内需の柱であります。経済発展のために、皆さんがさらにご活躍できるよう私としても引き続き努力してまいります。

皆さんのご健勝とご多幸をお祈りしてご挨拶いたします。

住宅ローン減税の見直し延長等について

令和4年度与党税制改正大綱については会報「全住協」1月号でお伝えしたところですが、以下では、住宅ローン減税に係る特例措置、住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置の延長について概要を説明します。

なお、これらの措置が実際に適用となるのは今国会において税制改正に関する改正法が成立することが前提であり、また、制度の詳細・手続等については普段から付き合いのある税務署、税理士等にご相談ください。

1. 住宅ローン減税特例措置

(1) 適用期限

令和7年(2025年)末まで4年延長。

令和4年から7年末までに入居した場合、ローン減税措置の対象となる。契約(注文住宅の請負契約、分譲住宅の売買契約)の時期は問わない(令和4年以前でも可)。

(2) 控除率

会計検査院の指摘(いわゆる逆ザヤ問題)を踏まえ、0.7%となった。

なお、令和3年までに入居し、既にローン減税の適用を受けている場合は、令和4年以降も1%の控除率が適用される。

また、令和2年10月～3年9月末に注文住宅の請負契約を締結、又は、令和2年12月～3年11月末に分譲住宅の売買契約を締結し、令和4年中に入居する場合は、令和3年度税制改正で決定された控除率1%・控除期間13年の措置が適用される。

(3) 控除期間

新築住宅(注文住宅、分譲住宅)と買取再販に係る既存住宅については13年、既存住宅については10年。

なお、令和6年(2024年)以降に省エネ基準非適合住宅に入居する場合は、令和5年(2023年)末までに建築確認を受けた物件に限りローン減税措置の対象となる。その場合の控除期間は10年。

(4) 借入限度額

別表に記載のように、住宅の環境性能等に応じて、新築住宅の場合は3,000万円から5,000万円、既存住宅の場合は2,000万円又は3,000万円。【図を参照】

なお、令和6年(2024年)以降に省エネ基準非適合住宅に入居する場合は、令和5年(2023年)末までに建築確認を受けている物件に限ってローン減税措置の対象となる。その場合の借入限度額は2,000万円。

(5) 所得要件

2,000万円(床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は1,000万円)。

(6) 床面積要件

50㎡以上。

ただし、令和5年(2023年)末までに建築確認を受けた新築住宅の場合については、50㎡未満であっても40㎡以上であればローン減税措置の対象となる(所得要件は1,000万円)。この場合の建築確認の時期は、令和5年以前であればいつでも可(例えば令和3年に建築確認を受けた新築住宅など)。

住宅ローン減税の見直し延長等

(7) 築年数要件

既存住宅についての築年数要件は廃止され、昭和57年以降に建築された住宅(新耐震基準適合住宅)であればローン減税の対象となる。

(8) 個人住民税からの控除

所得税額から控除しきれない額を、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)の範囲内で個人住民税から控除。

(9) 手続の簡素化

住宅ローンの年末残高証明書等について提出書類を簡素化。

控除率		一律0.7%	<入居年>	2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅		5,000万円		4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅		4,500万円		3,500万円	
		省エネ基準適合住宅		4,000万円		3,000万円	
		その他の住宅		3,000万円		0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)	
	既存住宅等	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅		3,000万円			
		その他の住宅		2,000万円			
控除期間		新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)				
		既存住宅等	10年				
所得要件			2,000万円				
床面積要件			50㎡(新築の場合、2023年までに建築確認：40㎡(所得要件：1,000万円))				

※既存住宅の築年数要件(耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内)については、「昭和57年以降に建築された住宅」(新耐震基準適合住宅)に緩和。

2. 住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置

(1) 適用期限

令和5年(2023年)末まで2年延長。

(2) 非課税限度額

一定の耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅は1,000万円、それ以外の住宅は500万円。

(3) 所得要件

2,000万円(床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は1,000万円)。

(4) 床面積要件

40㎡以上240㎡以下。

新築住宅・既存住宅(個人間売買も含む)を問わず40㎡以上であれば適用対象。ただし、40㎡以上50㎡未満の場合は所得要件が1,000万円

(5) 築年数要件

ローン減税と同様に既存住宅の築年数要件は廃止され、昭和57年以降に建築された住宅(新耐震基準適合住宅)であれば適用対象となる。

令和4年度 住宅局関係予算の主要事項

1. 住まい・くらしの安全確保

災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、災害等に強い安全な住まいとくらしを推進する。

(1) 密集市街地対策

- GIS活用による老朽建築物の効果的な除却など先導的な取組支援(除却費等に係る補助率引上げ：1/3→1/2)
- 地域防災力向上に資する取組支援(感震ブレーカーの設置等)
- 土地の共同化、敷地の一部道路化等を通じた無接道敷地の解消支援(公的セクターによる無接道敷地内の除却費等の補助率拡充等)

(2) 避難者・帰宅困難者対策

- 自治体と連携した一時避難施設の整備支援(自治体の防災計画エリア等を支援対象区域に)

(3) 住宅・建築物の耐震化等

- 災害時に重要な機能を果たす建築物等に係る耐震改修補助要件の緩和(階数要件緩和等)
- 既設エレベーターの防災対策改修支援(リスタート運転機能の追加等：地方公共団体負担なし)

(4) ハザードエリアの立地抑制・移転促進

- ハザードエリアにおける新築住宅の立地抑制
- ※以下のハザードエリアでは、新築住宅に対する補助を実施しない
 - ①土砂災害特別警戒区域
 - ②浸水被害防止区域(サービス付き高齢者向け住宅の新築に限る)
- 浸水被害防止区域内の危険住宅等に係る移転支援(補助、JHF融資)
- 土砂災害特別警戒区域等からより安全な区域のセーフティネット登録住宅への住替え支援

(5) 防災・減災改修

- 浸水被害防止区域内の住宅等に係る浸水対策改修支援(敷地の嵩上げ等)
- 公営住宅等の防災・減災改修支援(止水板設置等)

(6) 被災者の住まいの確保

- セーフティネット登録住宅活用のための改修支援

2. 住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向けて、住宅・建築物分野の省エネ対策の強化、木材利用の促進を図る。

(1) 民間分野の取組支援

- LCCM住宅の整備支援
- 中小工務店等によるZEH等の整備支援
- 優良な木造建築物等の整備支援
- 既存住宅の長寿命化、省エネ化等支援
- 既存住宅の省エネ改修支援
- 自治体を通じた既存住宅・建築物の省エネ改修支援
- 省CO₂等先導性の高い民間プロジェクト支援
- フラット35Sによる省エネ住宅取得支援
- 低利融資による既存住宅の省エネ改修支援
- 市街地再開発事業等におけるZEH・ZEB化支援

(2) 新築住宅・建築物の補助要件見直しによる省エネ性能の底上げ

- 民間事業者等の場合：省エネ基準適合を補助要件化
- 公的主体の場合：ZEH・ZEBレベルの省エネ水準適合を原則補助要件化

(3) 公的賃貸住宅等の取組支援

【公営住宅等・UR賃貸住宅】

- 新築はZEHレベルの水準を原則化し、その整備を支援
- 省エネ改修支援(断熱改修、窓改修、再エネ設備設置等)
- 既存ストックにおける省エネ改修・再エネ導入を行う先導的な改修支援
- 【セーフティネット登録住宅・サービス付き高齢者向け住宅】
- ZEHレベルの整備を支援(サ高住)
- 省エネ改修支援(断熱改修・窓改修等)(SN住宅・サ高住)

3. 誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保

誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保に向け、住宅セーフティネット機能の強化や子どもを産み育てやすい住まいの実現を図る。

(1) 住まいのセーフティネット

- 孤独・孤立対策に資する交流スペースの設置を支援(公営住宅等・SN住宅・サ高住)
- 居住支援法人による見守り支援付きセーフティネット登録住宅の運営支援(改修期間中の借上げ費用支援等)
- 低額所得者によるセーフティネット登録住宅への住替え支援(SN住宅)
- アウトリーチ型等による居住支援活動支援
- 住まいのセーフティネットの在り方検討

(2) バリアフリー

- 既存ストック(小規模店舗等)のバリアフリー改修支援
- バリアフリー基本構想等の区域における取組支援
- 車椅子対応型のトイレ・浴室等への改修支援(SN住宅・サ高住)

(3) 子ども・子育て

- 子育て世帯・若者夫婦世帯による省エネ住宅取得、省エネリフォーム支援
- 子どもの安全・安心や、子育て期の親同士の交流機会創出に資する共同住宅整備支援
- 自治体と住宅金融支援機構が連携した

子育て世帯向け住宅取得支援(フラット35金利引下げの拡充)

- セーフティネット登録住宅における子育て世帯等の家賃低廉化補助の拡充(対象収入要件の緩和)
- UR賃貸住宅を活用した近居による子育て支援

4. 既存ストックの有効活用と流通市場の形成

居住者のニーズに合致した良質な住宅ストックの形成とストックの円滑な流通・活用が可能となる市場を整備する。

(1) マンションの管理適正化・再生円滑化

- マンション管理・再生の専門家による相談体制の構築
- マンションストック再生に資する改修補助要件見直し

(2) 空き家対策

- 災害時の緊急的・予防的な空き家の除却支援(除却後の跡地活用要件の緩和)
- 空き家除却後の跡地を公益性の高い用途で活用する場合の土地整備支援
- 崖地や狭小敷地など特殊な立地条件下にある空き家の除却促進(かかりまし費用を補助)
- 空き家バンクの登録・流通促進等に資する総合的・特徴的な取組みへの支援

5. 住宅・建築分野のDX・生産性向上の推進

「新たな日常」の構築の原動力となる社会全体のデジタル化に向け、住宅・建築分野におけるIT活用等の新技術実装等を進め、生産性の向上を目指す。

- 建築基準法に基づく定期報告制度のデジタル化に向けた取組支援

●国土交通省ホームページ

[URL]

<https://www.mlit.go.jp/page/content/001460106.pdf>

教育研修・人事評価への取組み等について

当協会では、昨年度から団体会員協会所属会員にオンライン研修を提供できるようになりました。今回は、全住協のオンライン研修を受講している(株)ファミリー((一社)九州住宅産業協会企業会員)に、オンライン研修を始めとした教育研修や、人事評価の取組み等についてお話を伺いました。

(株)ファミリー

- ・会員区分
(一社)九州住宅産業協会 企業会員
- ・業 態
分譲マンション、戸建て・賃貸マンション
- ・従業員数
47名 ※ファミリーグループ全体78名
(2021年9月現在)



オンライン研修の導入で、社員が積極的に希望を出して受講するようになった

—コロナ禍でオンライン研修が普及しましたが、導入してどのようなところがメリットだと思いますか？

堀 時間のロスがないところですね。移動の時間を考えると、今まで県外の研修には参加させられませんでした。オンライン、特にオンデマンドであれば、自分の好きな時間帯でどこでも受けられるので、やはりそこが大きなメリットだと思います。

橋本 このコロナ禍でオンラインが非常に有効になってきました。例えば一方通行のセミナー・研修は、2時間程度であれば、対面よりもむしろ集中できますね。コミュニケーションをとる研修はまた別として、知識を詰め込む、情報を集めるといった研修なら、オンラインの方がかえって良い気がします。

—オンライン研修を受講するようになって、社員の方の反応はどうか？

堀 以前は会社から社員へこの研修に行くようにというような形で指示していましたが、

現場を離れて研修に行くというのは、なかなか言い出しづらいところもありました。それがオンラインで研修を受けられるようになったことで、各現場で好きな時間帯に受けられて、上長の許可も取りやすいので、受講しやすくなりましたね。

橋本 特に若手の社員から積極的に受講したいという声が出るようになりました。階層別研修等は会社から指示することもあります。研修の案内があれば、総務から社員に希望をとって受講させています。研修のタイトルや概要を見て、「これを受けたい」と自分で考える方が関心をもって受講するので、それが一番良いと思います。

堀 希望制にしたことで、社員の成長志向などを見ることもできます。例えばリーダーシップ研修の希望を出すということは、将来リーダーになりたいということなので、そういう判断材料が増えたことは会社としても良かったと思います。特に向上心のある社員は、現役職のワンランク上の対象となる研修を受講希望するといった傾向がありますね。

橋本 そうした社員にとって、幅広い研修の中から自分で選んで受講するというのは様々な知識やスキルを身に付ける良いチャンスになっていると思います。



—研修効果を高めるために取り組んでいることはありますか？

橋本 社員が研修を受けたら、必ず「研修受講報告書」を提出するように指示して

いて、それを社内のクラウドシステムに上げて、全体が見られるようにしています。社内で報告するというので、研修の内容を整理できますし、より身に付くと思います。

堀 研修を振り返ってみて、受講して感じた課題や、その対策を考えるというところが重要ですね。どのような気付きを得たかを大切にしてほしいです。

知識を詰め込む研修に偏らず、仕事をしながらバランスよく教育した方がスキルは身に付く

—就職活動で会社を選ぶ材料としても研修は重視されています。

堀 そうですね。例えば、「入社してからの研修のシステムはどうなってますか？」というのはよく聞かれます。社内的な研修は、現場研修、OJTが1番大きいですが、オンライン研修を主とする社外研修も幅を広げる意味で受講する機会を与えています。

橋本 何年か前に、新入社員向けに約3か月間の集中的な研修をしたことがありましたが、思ったほどの成果は出ませんでした。まだ入社したばかりの社員に知識を詰め込んでも、現場を経験していないから、いわゆる学校の勉強みたいな感じになってしまいがちです。やはり仕事をしながら、仕事を振り返って、都度研修を受けて、ということをバランス良く繰り返す方が一番身に付くと思いますね。

—やはり先輩社員がついてOJTで教育するという形が効果的ということでしょうか？

橋本 各現場では少し年上くらいの先輩がついてマンツーマンでやった方が、モチベーションを下げずに仕事できますね。先輩社員も新入社員に教える中で、自分自身の業務について整理する必要がありますし、お互いに勉強になると思います。

堀 さらに、必達目標を設定して、1か月、2か月、3か月で評価して、ちょっとした競争のようなこともさせています。新入社員はもちろんですが、先輩社員がどのように指導したか、どのくらい新入社員を成長させたかということも、評価することが重要だと思います。

評価基準をより明確化した人事考課に変更、社員のモチベーションにつなげている

—目標管理や評価についても工夫しているんですね。



堀 そうですね。目標管理ということ言えば、今年、人事考課を変えました。社員から評価基準が分かりづらいという声もあったので、基準をより明確にしたものにしています。

本人が目標を出して、上長がその目標設定が適切かを見て、例えば低い目標だとしたら少し高くするように指導するなど、すり合わせをします。それで半年後に、本人が自己評価をして、上長がそれにコメントして、さらに全部門長が集まって意見を出しながら最終的な評価を決定しています。

橋本 最終的な評価が出たら、その社員に対してフィードバック面談を行います。ここが良かったからさらに頑張してほしい、反対に次はここを注意してなどを伝えています。評価の内容を具体的に伝えることで、社員も納得感を得られますし、それがモチベーションにつながるといえますね。

住生活女性会議講演会を開催



▲橋本聖子氏

を講師に迎えて標記講演会を開催し、20社35名が参加した。

本講演では、大会に関する成果(獲得メダル数やボランティア参加者数、実施された様々な施策等)と、橋本会長ならではの様々なエピソードをお話しいただいた。講演の要旨は以下のとおり。

1. 女性の活躍

東京大会は「多様性と調和」をコンセプトとし、「ジェンダー平等の実現」に取り組んだ。女性選手、組織委員会も女性比率40%超えを達成した。

2. ボランティアの活躍

日本人ボランティアは「期待されている以上の仕事をして連携する力」が素晴らしい。ある海外選手が準決勝の日に競技場に行くバスを乗り間違え、全く別の場所へ行ってしまった。察知したボランティアがすぐに対応、自分のお金で車を手配し、競技場へ送り届けた。その結果選手は準決勝に間に合い、なんと金メダルを獲得した。後日選手はそのボランティアを探し出し、自国へ招待し手厚くもてなし、国をあげて感謝の意を表した。

3. 選手村の運営

コロナ禍における運営は非常に神経を使ったが、日本文化に触れる機会やおもてなしを充実させ、また婦人科医療施設やネイルサロン・美容室なども設置し、選手間で好評だった。

4. 大会における医療体制

世界最先端の医療を選手村に入れた。歯科医療の点では、ある海外選手が練習中に前歯

を折るケガを負ったが、迅速な歯科治療対応で翌日の競技復帰を可能にした。海外選手の中には、トップクラスの選手でも生涯一度も歯科診療を受けたことがない選手もいた。今後はODAなどで発展途上国へ歯科医療技術を輸出することも日本の役割なのではないかと考えている。

5. 健康な街づくりと国づくり

アスリートはドーピング検査対策で薬を服用できないため、予防医学の考え方で、いかに薬に頼らず健康を維持するかが重要。肉体の健康のみならず心の健康も支える東京大会の取組みはまさに「健康街づくり」だった。大会は終わったが、大会の意義と価値をいかに今後の世代と国づくりに活かしていくか、という東京レガシー作りが組織委員会の最後の仕事。日本の皆さんに自信と誇りを持ってもらえるよう働きかけていきたい。

橋本会長のお話は分かりやすく次世代や女性、健康な国づくりへの熱い想いが伝わる内容に大変感動しました。リーダーとして、母として、社会で活躍する女性の先輩として、たくさん学ぶ機会となりました。

(報告者：(株)シンカ 長岡優子氏)



▲住生活女性会議講演会

協会だより

理事会開催状況

〔理事会〕

日 時 令和4年1月11日(火)16:30~17:30
場 所 ホテルニューオータニ
議 事 令和4年度税制改正の概要等、令和4年新年賀会の報告並びに、会員の入会承認、派遣役員について審議を行った。

入会

正会員

会 社 名 (株)商業開発
代 表 者 森田 武
住 所 〒153-0043 東京都目黒区東山2-3-5
T E L 03-5725-2120
F A X 03-5725-2130
事業内容 親会社である(株)ビラ・コーポレーションの資金を活用し、築古物件を購入、賃借権を除去の上、事業用地を開発業者(デベロッパー)に納入していきます。



会 社 名 (株)リゾンサービス
代 表 者 橋本 太樹
住 所 〒351-0021 埼玉県朝霞市西弁財2-4-7
T E L 048-467-0100
F A X 048-469-2788
事業内容 賃貸オーナー様・入居者様に寄り添ったサービスとふるさとまちづくりを展開。



業務日誌

12月23日(木)	・ 菅義偉衆議院議員「新しい国づくりセミナー」に神山名誉会長が出席。(ホテルニューオータニ)
1月11日(火)	・ 運営審議会、理事会、新年賀会を開催。(ホテルニューオータニ)
18日(火)	・ 政策審議会委員と政策委員会有志との意見交換会を開催。(明治記念館)
	・ 新春講演会等を開催。(明治記念館)

賛助会員

会 社 名 (株)スペースリー
代 表 者 森田 博和
住 所 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-6-2 第二矢木ビル3F
T E L 03-6452-5462
事業内容 住宅のVRを簡単に作成、CG家具の設置や採寸も可能なサービスです。



会 社 名 (株)ライトアップ
代 表 者 白石 崇
住 所 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー32F
T E L 03-5784-0700
F A X 03-3499-8071
事業内容 全国、全ての中小企業を黒字にする。そのために様々な経営支援をしています。



住所変更

会 社 名 エスクローファイナンス(株)
新 住 所 〒160-0004 東京都新宿区四谷4-24-26 御苑ハイム4F
新 T E L 03-3354-7288
F A X 050-3606-5549(従来どおり)

会 社 名 アルビオン都市開発(株)
新 住 所 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-9-9
T E L 03-6665-0048(従来どおり)
F A X 03-6665-0049(従来どおり)

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の会員が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

会員名(順不同)

- ・(株)シーブリッジ
- ・(株)トルネックス
- ・アットホーム(株)
- ・あいおいニッセイ同和損害保険(株)
- ・エース21グループ(株)
- ・(株)総合資格
- ・(株)東京リーガルマインド(LEC)
- ・(株)リビテックス
- ・(株)ダイテック
- ・プラチナ出版(株)
- ・(株)シンカ
- ・ソフトバンク(株)
- ・(株)FRESH ROOM
- ・地盤ネット(株)
- ・(株)デイベイ

取扱商品

- 不動産広告アイテムの制作、iPadツールの制作及び運用
- エマーゼンシートイレキット、エマーゼンシーボディキット
- 名入れノベルティ防災セット
- 宅地建物取引業者向け賠償責任保険
- 全自動消火装置「ケスジャン」
- 建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座
- 各種講習、資格取得講座
- 水まわり設備4点セット
- 住宅産業向けクラウド型基幹業務サービス「注文分譲クラウドDX」
- 宅建受験対策書籍
- 顧客接点クラウドCTIサービス「カイクラ」
- スマート福利厚生
- オゾン発生器 エアバスター
- 地盤安心マップPRO
- Day Pay 振込

※宅建登録(5問免除)講習 (株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)住宅新報、アットホーム(株)、(株)総合資格、(株)建築資料研究社

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

団体会員

一般 社団法人	北海道住宅都市開発協会	〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2 南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
一般 社団法人	秋田県住宅地協	〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1 サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
一般 社団法人	東北・北海道住宅産業協会	〒983-0821	宮城県仙台市宮城野区岩切字三所南121-1 大東住宅(株)内	TEL.022-352-7477 FAX.022-352-9039
一般 社団法人	北信越住宅産業協会	〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-9551
一般 社団法人	富山県住宅地協	〒939-8084	富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
一般 社団法人	北陸住宅地経営協会	〒910-0023	福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-22-7017 FAX.0776-23-0011
一般 社団法人	静岡県都市開発協会	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
一般 社団法人	東海住宅産業協会	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
一般 社団法人	中京住宅産業協会	〒456-0031	愛知県名古屋市中区熱田区神宮4-7-27 宝18ビル7F	TEL.052-682-5800 FAX.052-683-8686
一般 社団法人	関西住宅産業協会	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 瓦町4丁目ビル6F	TEL.06-4963-3669 FAX.06-4963-3766
一般 社団法人	近畿住宅産業協会	〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550
一般 社団法人	広島県住宅産業協会	〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
一般 社団法人	四国住宅地経営協会	〒760-0026	香川県高松市磨屋町6-4 建設会館4F	TEL.087-811-9335 FAX.087-811-9335
一般 社団法人	九州住宅産業協会	〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441
一般 社団法人	九州分譲住宅協会	〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
一般 社団法人	鹿児島県住宅産業協会	〒890-0069	鹿児島県鹿児島市南郡元町14-9	TEL.099-285-0101 FAX.099-285-0122
一般 社団法人	沖縄住宅産業協会	〒900-0032	沖縄県那覇市松山2-3-12	TEL.098-863-7410 FAX.098-863-7410

本部事務局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <https://www.zenjukyo.jp/>



一般
社団法人 全国住宅産業協会

